

令和5年9月11日

第2回 こども家庭審議会児童虐待防止対策部会

NPO 法人 Giving Tree (ピアカウンセラー)
NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス (副理事長)
畑山 麗衣

「令和4年改正児童福祉法の施行に向けた検討状況等」
に関する意見

以下は私が所属する IFCA、Giving Tree の社会的養護経験者やサポーターアダルト (SA) 等からのさまざまな意見を踏まえ、整理して意見書としてまとめたものです。

1. 一時保護施設の設備・運営に関する基準について

資料1 (38 頁) において基準案の概要に記されている★☆の基準が明確でない。自治体間の格差が生じないように、特に下記2点に関して★への変更を検討していただきたい。

①一時保護施設の第三者評価

- ・一時保護施設における子どもへのケアの質について自治体間のばらつきをなくすためにも、自治体による裁量ではなくすべての一時保護施設が同一の基準をもとに第三者評価を行う必要があると考える。また第三者評価を行う際には、必ず当事者も評価の構成員として参画できるように検討いただきたい。
- ・第三者評価だけでなく、自治体ごとに一時保護施設で生活する子ども・若者にアンケートやヒアリングを定期的に行うなど、子ども・若者の多様な参画の形で子どもの評価を組み込めるよう検討していただきたい。これらの結果から明らかになった課題を検討し、一時保護施設のケアの改善につなげていただきたい。

②児童の教育

- ・通知 (子発 0729 第1号令和元年7月29日「一時保護中の子どもの権利擁護について」) を徹底し、希望する子どもが保護以前の学校に通うことができるよう通学保障の検討を求める。児童の学ぶ権利については、地域によって保障に差が生まれにくいように、国による保障が必要であると考えます。
- ・一時保護期間中において子どもたちのニーズに応じた多様な学ぶ機会を可能な限り保障していただきたい (例えば外国籍の子どもが日本語を学ぶ機会など)。
- ・子どもたちの最善の利益のために、職員の人材確保・人材育成・支援者支援を行えるような資金面での充実が必要。

2. 親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン (案) 概要について

①親子関係再構築支援の定義について

- ・資料1 (45 頁) 親子関係再構築支援の定義の※に「親のいない子どもについても」という文言がある。社会的養護のもとで生活する子どもであっても、親のいない子どもはいない。意図の説明と意図に即した言葉の修正を求めます。
- ・生い立ち整理等についても特定の子どものみではなく全ての子どもに必要であると考えます。

今後、国の発出する資料において、子ども・若者が目にすることを前提とし、「親のいない子ども」等の尊厳を傷つける表現を使用しないよう配慮をお願いしたい。

②親子関係再構築支援の原則について

原則①において「援助指針等（自立支援計画やサポートプラン含む）には、『親との関係性を再構築する』という視点が必ず含まれるべき」とあるが、その前提には子どもの拒否感等に慎重に配慮していただきたい。そのことを明示するために「子どもの意見を尊重したうえで」といった記載を追加し、子どもの意見を尊重する視点を含まれることを求める。

【「親子関係再構築」に関する IFCA からの意見】

- ・親子関係を再構築できない場合には、家族と距離をとる・家族を諦めるという選択も再構築であるという視点が含まれるべきではないか
- ・現在の文章では、「こども」が親と再構築しなければいけないと読み取れる。関係の再構築は、子どものみの責任ではなく、親が子どもとの関係性を再構築する必要がある
- ・子どもの最善の利益を考慮するのであれば、子ども自身がだれと関係を構築したいのかを選択できるようにしてほしい。子どもにとっての大切な人は生物学上の親以外（社会的養護の養育者、養親、地域の大人）である場合もある。
- ・
- ・親子関係を再構築した後はより一層支援が受けられにくい状況があり、再構築後も決定的見直しや、必要な情報等の提供など、子どもの声をゆるやかにサポートが続く柔軟性のある支援を望む。
- ・「親子関係再構築」というよりは「家族関係再構築」なのではないか。
- ・親子関係再構築が最優先となると、子どもにとっては重荷になることもある。
- ・親との関係は、時間の流れの中で変化していくものである。子どもの期間に限定した再構築ではなく、将来再構築したい時期がきたときにサポートを得るという視点もあるのではないか。

③親子関係再構築支援の意義について

「こどもの自尊感情や自己肯定感の回復には親子関係再構築支援が必要であり」とある。親子関係が再構築されなければ自尊感情や自己肯定感が回復しない、というような断定的な表現であるため削除する等の検討をしていただきたい。

親子の関係性は子どもの将来の自尊感情や自己肯定感に対しても、大きな影響を与えるため、継続的・連続的にそれぞれの子どもと親の関係性にとって最も良いあり方を共に考えていくべきである。当事者である親、そしてなりよりも子どもがその関係性のあり方を決める主体であること、その関係性は常に変化していくこと、支援はそれを横から支えるものであるという視点の表現にしてほしい。それが子どもができるようになることこそが自尊感情や自己肯定感を育む土壌となることといった表現への変更をお願いしたい。

「こども大綱」に関する意見

- ① 資料3 (2頁)「こども・若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、意見をもつことができるようになることが前提であり、意見形成への支援を求める。」とある。
そもそも「社会に参画するために意見をもつ」ことが前提となっていることに違和感を覚える。子どもの意見が聴かれることそのものが尊重される社会をつくるという子どもの権利条約12条の視点が必要である。上記の文章からは、社会に参画できる子どもが「良し」で、そうした子どもにするために、子どもの意見形成を支援するという意味になり、本人主体になっていない。
- ② 資料3 (4頁)「いじめ、不登校、孤立孤独、非行といった様々な形態で表出するものであり」とある。孤立孤独とはどういったことを指しているのか分からない。
- ③ 資料3 (4頁)「支援が必要なこども・若者や家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり」とある。そもそも現在の状況が当たり前であり、困っていることすら分からない・気づけないこともある。SOSを発せることが当たり前とされていることに懸念。また、声を発することができない方にフォーカスするだけでなく、すでにあげられてきたSOSを受け取る側の力量をつける必要がある。まずは、子どもの権利について知らせることが必要であると明記いただきたい。
- ④ 資料3 (4頁)「虐待が起こりこどもが傷つく前に・・・」とあるが、この表現は必要なのだろうか。違和感があるので削除を検討いただきたい。
- ⑤ 参考資料6 (18頁) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援の本文「自立に向けた訓練」とあるが、社会的養護の制度の中で生活するこども・若者は、訓練される存在ではなく、訓練という表現は適していない。いわゆる一般家庭において家庭から離れるときに「訓練」を行うのだろうか。
- ⑥ 資料3 (6頁)「縦のネットワーク」とあるが、よくわからない。